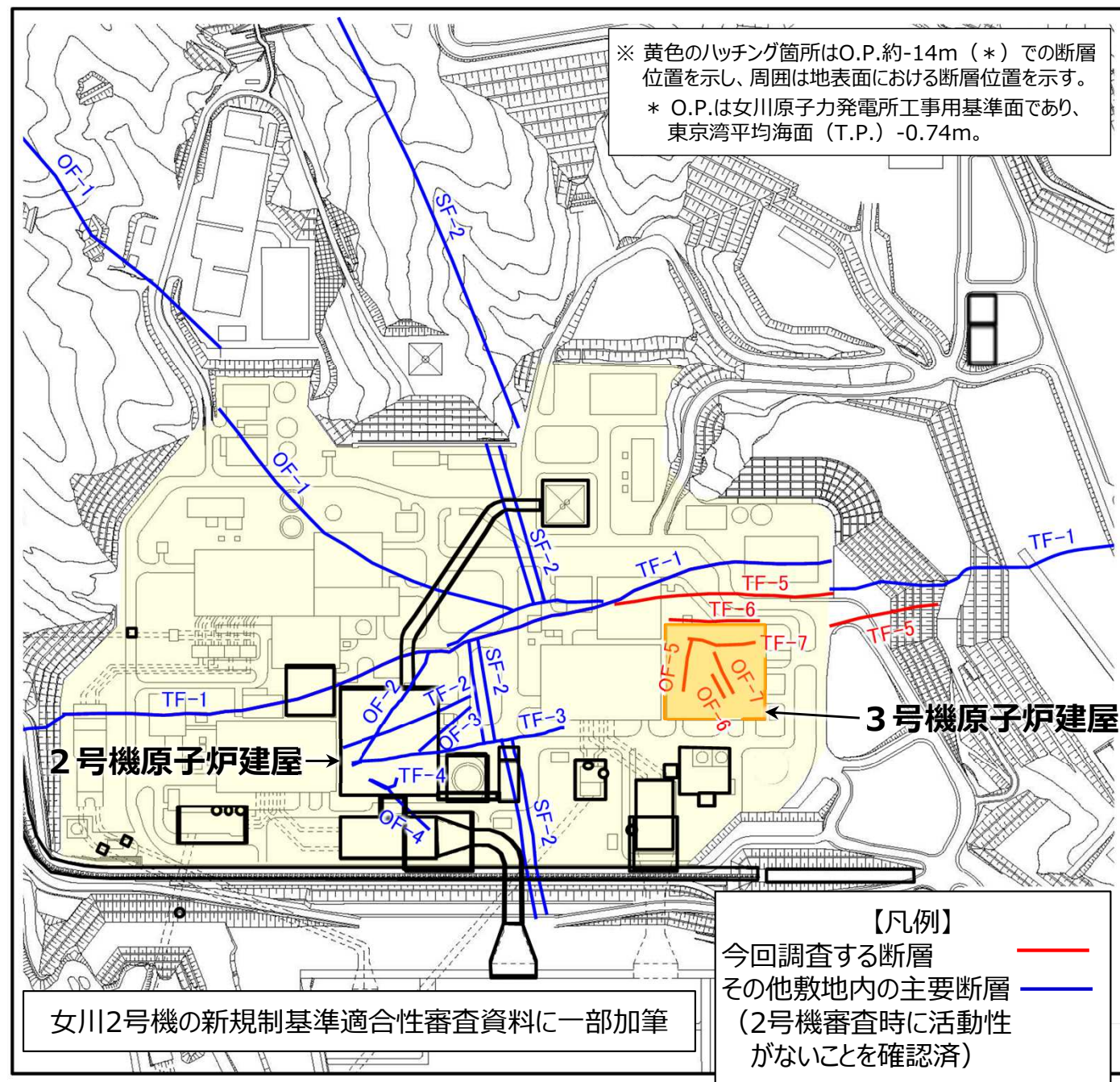


【調査概要】

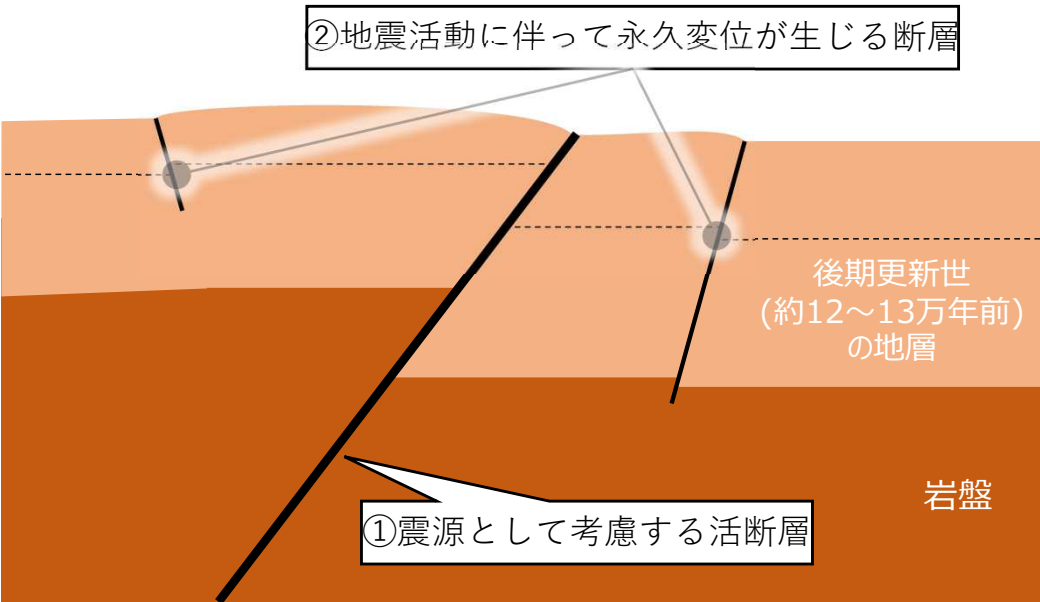
- 調査目的
女川3号機の原子炉建屋周辺における断層破碎部の性状等の確認、地質・地質構造に関するデータの収集・分析
- 調査場所
女川3号機原子炉建屋周辺
- 調査内容
ボーリング調査による断層破碎部の性状確認等（採取した試料を顕微鏡等を用いて詳細に確認）
- 調査対象断層
OF-5、OF-6、OF-7、
TF-5、TF-6、TF-7
- 調査期間
2025年1月～（2年程度）
※ 調査によって採取した試料の状況等を確認しながら調査を実施



女川原子力発電所敷地内の断層分布

【原子力発電所に関する断層の活動性評価について】

- 新規規制基準では、原子炉建屋等の耐震重要施設について、「将来活動する可能性のある断層等」の活動による「変位（ずれ）が生じない地盤に設置することが求められている。
- 「将来活動する可能性のある断層等」とは、「後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層等」をいい、
 - ①「震源として考慮する活断層」（≡自ら地震を起こす震源断層）、
 - ②「地震活動に伴って永久変位が生じる断層」（≡地震や他の断層の活動等によって共連れで副次的に動く断層）などのこと。
- 女川原子力発電所では、各号機の建設時の調査において、敷地内の断層は約1億年前に形成された古い断層であり、以降の活動性はないと評価している。
- また、2号機の基準地震動に関する審査において、今回調査する3号機原子炉建屋周辺の断層を含めて、敷地内の断層は、①「震源として考慮する活断層」に該当しないことを確認している（評価済）。
- 今回の調査により、②「地震活動に伴って永久変位が生じる断層」ではないことを確認するためのデータを拡充していく。



	女川2号機 関連断層 (審査済み)	女川3号機 原子炉建屋周辺断層 (今回)
①震源として考慮する活断層	女川2号機の審査で評価済。 (敷地内の断層全て)	
②地震活動に伴って永久変位が生じる断層	評価済	新規規制基準適合のための評価。 今回の調査でデータ拡充。

「震源として考慮する活断層」と「地震活動に伴って永久変位が生じる断層」のイメージ